

短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護事業所

ショートステイかけはし2号館重要事項説明書

1 短期入所生活介護の目的

社会福祉法人山形虹の会が開設するショートステイかけはし2号館（以下「事業所」という。）は、地域密着型小規模特養かけはしの併設型として指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護職員、その他介護職員が、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）にある高齢者に対し心身の機能の維持回復を図るため、適正な短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とします。

2 事業所の概要

事業所の名称 所在地 電話番号等	〒997-0361 鶴岡市民田字代家田99番1 ショートステイかけはし2号館 TEL 0235-25-1131 FAX 0235-25-0810
指定事業所番号	0670701564
実施サービス	短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護
サービス提供地域	鶴岡市（施設から片道10km以内の地域）

3 職員体制

- ① 管理者 1名
- ② 医師 1名以上
- ③ 看護職員 0名以上
- ④ 介護職員 5名以上
- ⑤ 管理栄養士 1名以上
- ⑥ 機能訓練指導員 1名以上

4 営業日及び営業時間

365日

5 サービスの申し込みからサービスが提供されるまでの流れとその主な内容

- ① サービスの申し込み
利用申込書を提出していただき、重要事項及び契約内容をご確認後、契約の締結をします。
- ② 状態の把握（アセスメント）
利用者様やご家族に面接し、抱えている問題点やご希望をお聞きします。
- ③ 介護支援専門員（ケアマネジャー）との連絡調整
生活相談員を中心に、関係する介護支援専門員や地域包括支援センター、利用者様・ご家族が参加し、必要な意見交換を行うことによりサービス計画の内容調整を図ります。
- ④ 居宅サービス計画の作成
利用者様の希望や心身の状況等を把握し、サービスの内容を決定します。
- ⑤ 利用者様・ご家族の同意
作成された居宅サービス計画の内容についてご確認・ご了承頂きます。

6 利用料金

要介護認定（介護予防にあっては要支援認定）を受け、ショートステイかけはし2号館のサービスを提供した場合の利用料金は、介護報酬の告示上の額の各利用者様の負担割合に応じた額とします。詳細は別紙料金表をご確認ください。

7 留意事項

申し込み受付場所	利用者様の居宅又は利用者様が指定される場所 サービス事業所の相談室など
サービス担当者会議開催	利用者様にサービスを提供する指定居宅サービス事業者と会議を開催し、提供するサービスの質の向上及び連携に努めます。
サービス事業所の変更	変更を希望される場合はご相談ください
利用料の変更	変更の場合は書面によりご連絡致します
ハラスメント対策について	施設は、適切なサービス提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

8 サービス相談窓口及び苦情受付窓口

①サービス事業所

電話番号	0235-25-1131
受付時間	午前9時00分～午後5時
備考	担当スタッフを配置

②その他

- ・市町村の相談・苦情受付窓口
- ・国民健康保険団体連合会の苦情受付窓口

9 緊急時の連絡先

主治医・ご家族等緊急時の連絡先は、予め確認させていただきます。サービス提供中に利用者様の様態の変化等があった場合には、当該の連絡先等へ連絡致します。

10 事故発生時の報告

事業所は、重大事故及び速やかに事故報告の提出が必要な事故が発生した際には、保険者及び県に報告する。

11 虐待防止に関する事項

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - ② 虐待の防止のための指針を整備する。
 - ③ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
 - ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

以上

個人情報利用の目的

ショートステイかけはし2号館

当事業所では、利用者様の尊厳を守り安全に配慮する法人理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者様への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔法人事業所内部での利用目的〕

- 当事業所が利用者様等へ提供する介護サービス
- 介護保険事務
- 介護サービスの利用者様に係る当施設の管理運営業務のうち
 - … 退所等の管理
 - … 会計・経理
 - … 事故等の報告
 - … 当該利用者様への介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- 当施設が利用者様に提供する介護サービスのうち
 - … サービス担当者会議等での連携及び係る照会への回答
 - … 利用者様の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - … 検体検査業務の委託その他の委託業務
 - … 家族等への心身の状況説明
- 介護保険事務のうち
 - … 審査支払い機関へのレセプトの提出
 - … 審査支払い機関又は保険者からの照会の回答
- 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届け出等

〔その他〕

- … 利用者様の求めに応じたサービス提供記録の開示

【上記以外の利用目的】

〔当法人事業所内部での利用に係る利用目的〕

- 当事業所の管理運営業務のうち
 - … 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - … 当事業所で行なわれる学生等への実習の協力
 - … 当事業所で行なわれる事例研究

〔他の事業所等への情報提供に係る利用目的〕

- 当事業所の管理運営業務のうち
 - … 外部監査機関への情報提供
 - … 山形虹の会と福祉を良くする友の会加入のお勧め